

2023年度
事業計画

社会福祉法人おおつ福祉会

おおつ福社会 わたしたちのめざすもの

「社会福祉法人おおつ福社会」は、障害をもつ人や家族の願いをもとに、地域の多くの団体や個人が集まり、障害をもつ人の願いをかなえるために、1990年に設立されました。

わたしたちは

障害の種別や軽重に関わりなく、一人ひとりが大切にされる取り組みを進めます。

わたしたちは

障害のある人やその家族など多くの関係する人たちが参加する共同の事業として運営を進めます。

わたしたちは

障害のある人やお年寄りが、地域のなかで安心して働き暮らせるように取り組みを進めます。

わたしたちは

市民の理解と協力をもとに、福祉の充実をめざして、運動を進めます。

わたしたちは

全国のすぐれた経験に学び、研究や研修活動を積極的に進めていきます。

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の終息はいまだ見通せず、引き続き感染防止の対策が求められている。

大津市では、中軽度対象のグループホームが広がり、重度の知的、精神、身体障害者を対象とした日中・グループホームの開設準備も進んでいる。ただ、重度の受け皿は十分ではなく、今後も施設建設の整備が必要となっている。高齢期を迎えた知的障害者の生活をどう保障していくかも引き続きの課題である。おおつ福祉会の第4期中期計画の最初の年として、法人内で中期計画の内容を共有し、大津市の障害者の現状に応えるための事業展開をめざしていく必要がある

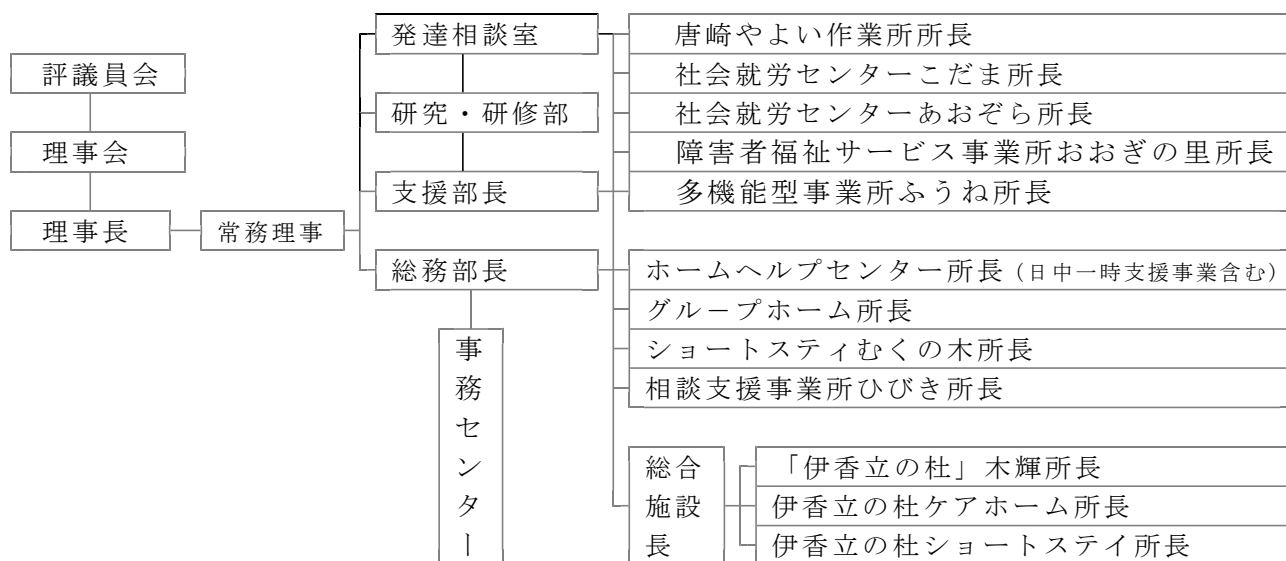
2. 法人の重点課題について

今年度、おおつ福祉会全体としては、下記のことを重点的に取り組む

- ① 感染症対策をすすめつつ、可能な限り日常生活・活動の充実を図る。
- ② 新任、中堅等の研修・研究活動の充実を図り、人材育成に努める。
- ③ 大学・短大・専門学校等との学生実習等を感染防止に配慮しつつ積極的に受け入れ連携を深める。
- ④ 法人の運営の安定を目指し、組織・運営の合理化に努めるとともに事業継続計画を策定する。
- ⑤ 職員の働き方を見直し、時間外労働の縮減、有給休暇の計画的取得を進める。
- ⑥ 話しあいを軸に、相互に人格を尊重しあう組織運営に努めるとともに、人権擁護・管理運営の相互点検・交流に努める。
- ⑦ ショートステイむくの木・グループホームの改修に向けた取組を進める。管理宿直の試行については、今後の体制を検討する。
- ⑧ 利用者の高齢化などの課題への対応を進めるとともに新規の利用者の受け入れに努める。
- ⑨ 利用者の自己表現活動としての芸術活動の普及を図る。
- ⑩ 「障害者権利条約」の具体化の運動を進める。そのためにきょうされん国会請願署名を始めとして、社会保障の充実を目指した運動を進める。

3. おおつ福祉会の組織について

(1) 2023年度のおおつ福祉会の組織は次のとおりとする。



(2) 機関会議等の位置付け

会議名	位置付け	開催頻度	主宰者
評議員会	法人の最高議決機関。	6月(定例)	理事長

	重要事項(理事監事の選任・決算承認・定款変更・基本財産の処分等)の決定。	臨時	
理事会	法人の業務執行の決定機関。	5月、6月、9月、12月、3月全5回	理事長
施設長会議	法人の基本的方針についての具体的な推進のための協議機関。	隔週に開催	(総務部長)
主任者会議	実践課題に関する検討、法人内の利用者調整・進路調整。	月2回開催	担当施設長
研究・研修部	職員研修の企画実行を行う。	月2回開催	(支援部長)
事業企画部	第4期中期計画を初めとする企画実行の事務局を担う。	月1回開催	(支援部長)
給食会議	給食に関する課題の整理と調整を行う。	年5回開催	(支援部長)
広報会議	広報誌「リーチ」の編集発行。	適宜開催	担当施設長
居宅会議	GH・CH・SS・HHC、生活支援事業所の情報交換と課題整理。	隔月開催	担当施設長
美術会議	造形作品の展覧会への出品や作品展の開催。	適宜開催	担当施設長
リスクマネジメント会議	リスクの管理(ヒヤリハットの事例検討)。	隔月開催	担当施設長
人材確保部会	人材確保の取り組みの情報収集と企画。	月1回開催	担当施設長
虐待防止委員会	利用者の安全と人権保護の観点から虐待防止の推進	年1回以上	常務理事
身体拘束適正化検討委員会	利用者への身体拘束等の廃止、必要最低限の実施を目的	年1回以上	常務理事

4. 他の組織との連携

(1) きょうされん

国会請願署名、賛助会拡大等を通じて国や自治体へ障害者施策の拡充を求める。事業活動においても販売拡大を通して利用者の工賃アップを目指す。賛助会拡大、署名、販売事業を地域との交流を図る手立てとする。人材育成として各種研修に参加するとともに、委員会・部会に積極的に関わる。滋賀支部として対県交渉、大津湖西ブロックとして対市交渉に参加する。滋賀支部の役職を担い、支部運営に寄与する。

(2) 各団体との連携

次の各団体とは、全事業所または個々の事業所単位で加盟し、障害者福祉の向上のためにそれぞれの団体の事業に協力する。

- ・ 大津市障害者福祉施設協議会(大福協)
- ・ 大津市障害者の生活と労働協議会(OSK)
- ・ 特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター
- ・ 滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会
- ・ 滋賀県児童成人福祉施設協議会
- ・ 滋賀県社会就労センター協議会
- ・ 滋賀県中小企業家同友会
- ・ 障害者の生活と権利を守る滋賀県協議会

(3) おおつ福祉会後援会

おおつ福祉会の応援者を増やすとともに障害者福祉の向上を目指して連携し、後援会組織の強化に協力する。運営委員会に役職員を派遣して法人との連携を密にする。会員の拡大に協力する。

(4) おおつ福祉会家族会連合会

法人に最も近い団体として、障害者施策等の情勢を共有し、連合会を通じて、家族からの要望を受けとめ、年1回、法人役員と協議する場を設ける。

(5) その他の団体

障害福祉団体だけでなく、介護福祉・児童福祉の分野の団体や法人との連携を探る。

研究・研修部

(1) 新任・中堅研修 7月 1日

午前 各テーマで 午後 グループワーク

(2) 人権研修 11月18日

(3) 研究集会 2024年2月24日

(4) 中堅研修 グループワーク

(5) 新任フォローアップ 系統的に基礎学習を積んでいく。

(6) 着任者研修 3月中～下旬

(7) 研修部自らが、現場の実践の軸となれるための基礎的な学習（発達理論、人権研修テーマを決めたグループワーク等）を重ねていく

6. 各事業所計画

各事業所の事業計画は次のとおりとする

(1) 唐崎やよい作業所

- ①現状の契約者数31人だが、やよいの今後の方向性と環境整備を考えていく中で、新規受け入れは検討する。
- ②生活介護事業所として利用者の日中活動を充実させていく。具体的に個人個人のペースにあった仕事（手織り 陶芸 リサイクル 園芸 営業）、身体を動かす活動（散歩 体操）自己表現をできる活動（音楽 絵画造形）集団を意識し、楽しめる活動（レクレーション 季節の行事 グループ活動 誕生会）を行う。旅行は状況を見て実施していく方向で検討する。
- ③大型運転手の雇用の困難さや利用者状況に応じた車両の入れ替えのため、28人乗り大型車から10人乗りになり換えるため10人乗り1台をリース契約する。他の車両も老朽化のため補助金申請をしていく。
- ④土地返還に伴い、陶芸室取り壊し、移転のための改装工事を進めていく。
- ⑤職員の専門性を高めるための研修、発達検査及びカンファレンス、OT PTの活用をする。
- ⑥地域の人へ事業内容や障害のある人への理解を求めするためにやよい通信の発行、缶回収古紙回収のためのチラシの配布、きょうされん国会請願署名等実施する。また絵画等の作品展への応募や法人作品展、陶芸や手織り製品の外部向け事業所販売を実施する。

(2) 社会就労センターこだま

- ①実習生を積極的に受け入れ、契約者数を1人以上増やす。
- ②土曜開所を月に1～2回実施することで増収に繋げる。
- ③利用者の高齢化や重度化を踏まえ、引き続き事業形態や作業内容の検討を行う。
- ④旅行や季節の行事、夏まつりなど、規模や内容を検討し実施する。
- ⑤設備や備品の修理・交換については、必要に応じて随時進めていく。
- ⑥計画的に発達検査及びケースカンファレンスを実施する。また、外部研修にも積極的に参加することで職員の専門性を高める。

(3) 社会就労センターあおぞら

- ① 契約者数を29人以上とする。今後の契約者像につなげるため実習を積極的に受ける。
- ② 活動は前年と同様に午前は生産活動、午後はリラックスできる活動とする。職員が全ての活動に関われるようにする。
- ③ 日帰り旅行を実施する。あおぞらマルシェを実施する。
- ④ 29人乗りマイクロとリフト車を整理する。そのためにリースでの車両整備をはかる。
- ⑤ 1回以上外部研修(WEBを含む)を受ける。
- ⑥ 地域向けあおぞら通信を発行する。

(4) 多機能型事業所ふうね

- ① 移行(6人)、B型(30人)とも利用契約者を増やし定員に近づける。
移行は地域のニーズに合った事業(自立訓練)に変更することを検討し準備する。B型は、年平均月1回以上の土曜開所日を設け、利用者の活動場所の保障と収入増につなげていく。
- ② 社会的な知識を学び、暮らしについて考えてる機会を設定し、体験活動を実施する。
- ③ 生活や仕事に関する相談支援を行い、地域で安心して暮らしていけるようにする。
- ④ 就職を含めた新たな進路に向けて、情報収集を行い関連機関と連携を深めていく。法人内事業所や企業への実習をすすめていく。
- ⑤ ホームページ及びネット販売について、利用者が関わる機会が増えるようにする。そのために引き続き内容を順次更新する。また、法人内事業所と連携し、商品数及び販売数の増加につなげる。
- ⑥ 相談支援事業所と連携し、引きこもりなど地域の支援に取り組む。
- ⑦ B型の高齢利用者の状況に応じた活動内容や環境整備を整えていく。また、B型と移行の枠を超え、それぞれの課題や目的をもって一緒に出来る活動内容を検討していく。
- ⑧ 計画的に発達検査及びケースカンファレンスを実施する。
- ⑨ 車両、パソコン整備をおこなう。トラックの廃車と新規に軽自動車のリース購入と他にパソコンの再リース6台+2台 計8台を実施する。

(5) 障害者福祉サービス事業所おおぎの里

- ① 生活介護は1人契約の見込み。年度途中も見学や実習を積極的に受け入れ契約者増に繋げられるようにする。
就労継続支援B型は新規契約の見込みはない。見学や実習を積極的に受け入れ契約者増に繋げられるようにする。
- ② 生活介護・就労継続支援B型の利用率が下がっているため、安定した通所に繋がるよう働きかけを行う。
- ③ 引き続き、加算の獲得や土曜開所日を月に1~2回設定していくことで増収に繋げる。
- ④ 季節ごとの行事やBBQ等を計画し余暇活動の充実を図る。また、コロナ禍で実施できていなかった日帰り旅行についても検討する。
- ⑤ 設備や備品など、交換・修理等が必要な場合には随時検討し進めていく。
- ⑥ 計画的に発達検査及びケースカンファレンスを進めていく。

(6) 「伊香立の杜」 木輝

- ① 新規の利用者の見込みがなく、加算を取るための強度行動障害者要請研修受講を積極的に進めていく。また、今年度も開所日を設け、収益を上げていく。
- ② 照明の取り換えや施設整備の改修(エアコンの一部取り換え)を順次すすめていく。

③季節のイベント（納涼祭、餅つき）の開催をすすめていく。

また、今年度はフロアー、班単位の外出（日帰り小旅行）を9月～11月にかけて実施していく。

④職員の外部及び内部研修を計画的に進めていく（人権、発達、障害特性）

（7）伊香立の杜ケアホーム

①ケアホーム及び山百合ホームの運営を円滑に行えるように職員体制を整えていく。そのために、夜勤者の応募を随時行っていく。

②定員1人の空き枠に対して、職員体制を考慮しながら利用者の受け入れを検討していく。

③土・日・祝日等の時間を利用し、季節に応じたイベントや行事食（年4回程度）をショートステイと共同で取り組む。

④共用部分のエアコン室外機のメンテナンス・部品交換を行う。

⑤会議等の時間に職員の学習会やキーパー学習会を実施し、利用者の支援を深めていく。また、衛生管理や感染予防についての研修と訓練を実施する。

（8）グループホーム

①見学、実習を経てできるだけ契約利用者を受け入れられるようにする。

2023年1月現在空き男女問わず2、女性1

②財産管理は、利用者預り金規程の徹底を図るとともに、成年後見制度や天津市社会福祉協議会の地域権利擁護事業などの利用を段階的にすすめる。

③栗津ホームとむくの木建物を活用し、短期入所とグループホーム2箇所の事業展開を具体化し、大規模修繕の為に国庫補助申請を行う。併せて、地域のグループホームの課題整理し、今後のあり方、展開を検討する。

④利用者の高齢化については、今後の事業展開の大きな視点としつつ、現状は可能な範囲で住環境を整えていくとともに、介護保険サービスなども利用できるようケアマネと連携していく。

⑤自立生活支援ホームは、大家さんより契約の終了の申し出があり、移転が難しかった事情から、現利用者の移行完了後速やかに物件を返還し、事業を廃止していく。また、事業の総括をしておく。

⑥コロナ禍による感染状況に応じて余暇活動を提案し、実施する。

⑦非常災害時や感染症等の対策について、BCPを作成し、緊急時対応の研修を企画していく。また、各ホーム年2回の避難訓練の実施と南志賀ひまわりホームの土砂災害防止法に基づく年1回の避難訓練を実施する。

⑧利用者の身体機能の状況やホームの老朽化などにより、順次ホームの移転（できれば平屋）を検討していく。まずは土砂災害警戒区域に入っている南志賀ひまわりホームの移転をすすめていく。

⑨各ホームのエアコンや事務所のパソコンの老朽化に伴い、計画的に新調していく。また、国庫補助を利用して今宿ホームのスプリンクラーの設置を実施していく。

（9）伊香立の杜ショートステイ

①体制を整え、知的重度の方を中心に1日平均8.5人の利用受入を目指していく。

②将来の大規模修繕に向けた積立を行っていく。照明、トイレ、給湯器など各所修繕を行う。PC等必要物品を購入する。

③ケース会議を通して、利用している方の適切な支援を行っていく。緊急時の利用についても、各機関と情報共有をしていきながら、適切な対応を行っていく。

④避難訓練の実施（年1回）をしていく。

⑤コロナ禍の中、出来る範囲で、土・日・祝日等の時間に、季節に応じたイベントや行事食（年4回程度）をケアホームと共同で取り組む。

⑥地域との交流のために、地域通信を発行していく。(半年に1回)。

(10) ショートスティむくの木

- ①中軽度の方を中心に1日平均6人の利用を目標とする。
- ②緊急利用を含め多様な利用ニーズに対し、本人の特性や背景をふまえ、関係機関と協力して支援を行う。
- ③既存の建物を活用した複合的な事業展開を検討し、グループホームと協力して大規模修繕の為に国庫補助申請を進めていく。
- ④自治会への参加を継続し、むくの木通信地域版を発行する。
- ⑤ノートパソコンを新規で1台購入する。

(11) ホームヘルプセンター

- ①支援時間の目標をそれぞれ、身体介護1200時間、移動支援4600時間(個別支援2000時間・車両移送型支援2600時間)、行動援護3000時間、重度訪問介護850時間、有償運送時間100時間、総支援時間数9750時間とする。
- ②日中一時支援事業は利用者1人が卒業するのに伴い、これまでの5日/週の開所日数だったのを2.5日/週とする。年間事業量は、開所日数117日、年間利用人数213人、一か月平均利用人数18人、一日平均利用人数1.8人とする。
- ③法人外の関係機関とも連携し情報の共有や情勢の把握に努める。
- ④各関係機関が実施するケース会議等に可能な限り参加し、利用者それぞれのケースを丁寧に受け止め本人理解に努める。
- ⑤職員の外部研修への参加を積極的に推し進める

(12) 相談支援事業所ひびき

- ①市の指定特定相談と委託相談を担い、広く市の障害児・者の相談窓口としての機能を果たす。
- ②相談員間のコミュニケーションや関係機関との情報交換を密におこない、適切で円滑な相談業務の履行に努める。
- ③市自立支援協議会等が主催する研修に積極的に参加し、相談技術の向上に努める。
- ④個別ケースを通して明らかになった課題を市自立支援協議会に挙げ、関係機関と共に地域課題として検討する。